

文京区移動支援事業実施要綱

18文福障第1105号平成18年9月29日区長決定
18文福障第2197号平成19年4月1日一部改正
19文福障第716号平成19年7月1日一部改正
20文福障第540号平成20年7月1日一部改正
20文福障第2143号平成21年3月30日一部改正
21文福障第570号平成21年6月30日一部改正
22文福障第11号平成22年4月1日一部改正
22文福障第1204号平成22年9月17日一部改正
23文福障第1232号平成23年9月22日一部改正
23文福障第2797号平成24年3月30日一部改正
24文福障第697号平成24年6月29日一部改正
24文福障第2659号平成25年3月26日一部改正
26文福障第1338号平成26年9月17日一部改正
27文福障第2734号平成28年3月16日一部改正
30文福障第2265号平成31年1月31日一部改正
2019文福障第2949号令和2年3月16日一部改正
2020文福障第2736号令和3年3月31日一部改正
2021文福障第1422号令和3年12月23日一部改正
2023文福障第2917号令和6年3月14日一部改正
2024文福障第3239号令和7年3月31日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区地域生活支援事業実施要綱（18文福障第1070号）第2条第8号に規定する移動支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この要綱による事業は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出を行う障害者等に対して、区長が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）が行う移動に関する支援（以下「サービス」という。）を受けたときに要する費用の一部又は全部を支給するものとする。

- (1) 営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 通勤等の通年又は長期にわたる外出
- (3) 犯罪に関わる行為への加担等社会通念上不適當であると認められる外出

2 認定事業者は、サービスの提供に当たっては、徒歩又は公共交通機関により行わなければならない。ただし、当該サービスの内容が次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項若しくは第43条第1項に規定する許可又は

同法第79条に規定する登録を受けている者に限る。)が保有する自動車により行うことができる。

- (1) 区の区域外に所在する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、特別支援学校(高等部に限る。))若しくは大学、同法第124条に規定する専修学校(以下「専修学校」という。))又は同法第134条第1項に規定する各種学校(以下「各種学校」という。))に限る。)への通学を支援するものであるとき。
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。))第5条第27項に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター」という。))への通所を支援するものであるとき。
 - (3) 前2号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。
- (サービスの形態)

第2条の2 この要綱において、サービスは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める形態により提供されるものとする。

- (1) 個別支援型 サービスを利用できる者(以下「対象者」という。))1人に対して介護者が1人により対応するものをいう。ただし、対象者の状況により複数の介護者による支援が必要であると区長が認める場合は、この限りでない。
- (2) グループ支援型 1人の介護者が複数の対象者への同時支援として対応するものをいう。ただし、前条第2項ただし書の規定により、自動車による通学又は通所のためのサービスを行うときは、当該介護者は、当該自動車の運転を行ってはならない。

(通学・通所支援)

第2条の3 対象者は、学校(学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。))、専修学校又は各種学校)への通学のためのサービスを1月当たり10回を限度として利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の状況により利用回数の追加が必要であると区長が認めた場合は、1月当たり23回を限度として利用することができる。

3 対象者は、法第28条第1項第6号に掲げる生活介護を行う施設に通所するためのサービスを当該施設に通う日数に2を乗じた回数を限度として利用することができる。

4 対象者は、法第28条第2項第1号から第3号までに掲げる自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設に通所するためのサービスを当該施設に通う日数に2を乗じた回数を限度として、1月に限り利用することができる。

5 対象者は、地域活動支援センターに通所するためのサービスを当該センターに通う日数に2を乗じた回数を限度として利用することができる。

6 区長は、前各項の規定について、特に必要があると認めた場合は、変更することができる。

(対象者)

第3条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、法第28条第1項第2号から第4号まで及び第8号に掲げる重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援(以下「障害福祉サービス」という。))のいずれの支給決定も受けていないものとする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、障害福祉サービスの支給決定を受けている者を対象とすることができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者であつて、屋外での移動に著しい制限のあるもの

- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者のうち 18 歳以上であって、屋外での移動に著しい制限のあるもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者のうち 18 歳以上であって、同法第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳所持者、法第 54 条第 3 項に規定する自立支援医療受給者証所持者又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 30 条に規定する障害基礎年金の受給者で、屋外での移動に著しい制限のあるもの
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）別表に定める特殊の疾病により障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者のうち 18 歳以上であって、屋外での移動に著しい制限のあるもの
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項に規定する障害児であって、屋外での移動に著しい制限のあるもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要があると認めた者
（支給決定）

第 4 条 事業を利用しようとする対象者又は対象者である障害児の保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。以下これらを「対象者等」という。）は、区長に対して介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費・文京区地域生活支援事業給付費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書（文京区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年 3 月文京区規則第 55 号。以下「細則」という。）別記様式第 1 号）により申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合において、移動支援事業聴き取り調査票（別記様式第 1 号）による調査結果により支給の可否を審査し、支給を決定したときは文京区地域生活支援事業給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（別記様式第 2 号）及び 1 月に認定事業者から受けられるサービスの量（以下「サービス支給量」という。）を記載した障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者証（細則別記様式第 5 号）又は障害児通所支援受給者証（文京区児童福祉法施行細則（昭和 40 年 3 月文京区規則第 15 号）別記様式第 4 号の 33）を、支給しないことを決定したときは却下決定通知書（別記様式第 3 号）を申請者に交付する。

3 区長は、サービス支給量の決定に当たっては、対象者の障害状況、介護者の状況等を勘案するものとする。
（支給額）

第 5 条 区長は、前条の規定により支給が決定した対象者等（以下「支給決定者」という。）に対して、サービスに要する費用の一部について、地域生活支援事業給付費として 1 月ごとに支給する。

2 地域生活支援事業給付費は、サービスの形態ごとに別表第 1 のとおり定める額の同一の月における合計額（第 2 条第 2 項ただし書に規定する自動車による通学又は通所のためのサービスを受けたときは、当該合計額に当該サービスの形態ごとに別表第 2 のとおり定める額の同一の月における合計額を加えた額。以下この項において「利用月額」という。）に 100 分の 90（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める時間数に該当する部分については、100 分の 100）を乗じて得た額と、利用月額から付則第 2 項の規定により算定した利用者負担の上限月額を控除した額のうち多いほうの額とする。この場合において、1 円未満の端数があるときは、その端数

金額は切り捨てる。

- (1) 同一月の事業の利用時間数と法第5条第4項に規定する同行援護（以下「同行援護」という。）の利用時間数を合計した時間数（以下「総利用時間数」という。）が36時間以内の場合 事業の利用時間数
 - (2) 同一月の総利用時間数が36時間を超え、かつ、同行援護の利用時間数が36時間に満たない場合 36時間から同行援護の利用時間数を除いて得た時間数
- 3 支給決定者が認定事業者からサービスを受けたときは、区長は、支給決定者が認定事業者に支払うべきサービスに要した費用について、地域生活支援事業給付費として支給決定者に支給すべき額の限度において、支給決定者に代わり認定事業者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し地域生活支援事業給付費の支払があったものとみなす。
- （支給決定の変更）

第6条 支給決定者は、支給決定の内容を変更しようとするときは、区長に対して介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費・文京区地域生活支援事業給付費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書を提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、変更の可否を審査し、支給決定内容の変更を決定したときは、文京区地域生活支援事業給付費変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（別記様式第4号）を申請者に交付し、障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者証又は障害児通所支援受給者証に変更事項を記入し、変更しないこととしたときは、却下決定通知書を申請者に交付する。

（支給決定の取消し）

第7条 区長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条又は前条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。
- (3) その他区長が支給決定を不適当であると認めたとき。

（利用の方法）

第8条 支給決定者は、事業を利用しようとするときは、認定事業者に障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者証又は障害児通所支援受給者証を提示し、認定事業者と契約を結び事業を利用するものとする。

（認定事業者）

第9条 認定事業者となることを希望する者は、別に定めるところにより区長に申請しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(利用者負担の上限額)

- 2 支給決定者がこの要綱による事業のほか、法第5条に規定する障害福祉サービス、法第77条第1項に規定する事業（同項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付等を行う事業を除く。）、同条第3項に規定する事業及び児童福祉法第6条の2に規定する障害児通所支援を利用した場合で、利用した各サービスの同一の月における利用者負担額（各事業に要する費用から、各事業に対し区長が支給する額を控除した額）の合計が、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を超えたときは、利用者負担額は、当該各号に規定する額を上限とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる者以外の者 37,200円

(2) 支給決定者（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号において同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第4号に掲げる者を除く。） 9,300円

ア 指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（20歳未満の者に限る。第4号において同じ。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（20歳未満の者に限る。第4号において同じ。）であって、支給決定者及び支給決定者と同じの世帯に属する者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省令で定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が28万円未満であるもの

イ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（18歳以上の者に限る。）であって、支給決定者及び支給決定者と同じの世帯に属するその配偶者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が16万円未満であるもの

(3) 支給決定者のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（18歳未満の者の保護者に限る。）であって、支給決定者及び支給決定者と同じの世帯に属する者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 4,600円

(4) 市町村民税世帯非課税者（支給決定者及び支給決定者と同じの世帯に属する者（支給決定者が18歳以上の者（指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者を除く。）であるときは、その配偶者に限る。）が事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（文京区特別区税条例（昭和39年12月文京区条例第44号）の規定に基づき当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であ

る場合における支給決定者をいう。)又は支給決定者及び支給決定者同一の世帯に属する者が事業のあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)若しくは要保護者(同条第2項に規定する要保護者をいう。)である者 零

- 3 前項第2号から第4号までに規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成19年4月1日より施行する。

付 則

- 1 この要綱は平成19年7月1日より施行する。
2 平成19年7月1日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第5条の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は平成20年7月1日より施行する。
2 平成20年7月1日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第4項、第5項、第6項、及び第7項の適用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年7月1日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第5項及び第7項の適用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第3項から第7項の適用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の文京区移動支援事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の文京区移動支援事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の文京区移動支援事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

		区分		地域生活支援事業 給付費の額
		利用時間	単位数	
個別 支援 型	身体介護を伴う支援	30分以下	266単位	左記単位数に厚生 労働大臣が定める 1単位の単価（平成 18年厚生労働省 告示第539号）に おける地域区分ご との同行援護に係 る割合を準用した 割合を乗じて得た 額
		30分超1時間以下	420単位	
		1時間超1時間30分以下	612単位	
		1時間30分超2時間以下	698単位	
		2時間超2時間30分以下	785単位	
		2時間30分超3時間以下	872単位	
		以降30分ごとに	86単位加算	
	身体介護を伴わない 支援	30分以下	108単位	
		30分超1時間以下	207単位	
		1時間超1時間30分以下	289単位	
		1時間30分超2時間以下	361単位	
		2時間超2時間30分以下	433単位	
		2時間30分超3時間以下	505単位	
		以降30分ごとに	72単位加算	
	身体介護を伴う通 学・通所支援	1時間以下	420単位	
	身体介護を伴わない 通学・通所支援	1時間以下	207単位	
グ ル ー プ 支 援 型	身体介護を伴う支援	30分以下	200単位	
		30分超1時間以下	315単位	
		1時間超1時間30分以下	459単位	
		1時間30分超2時間以下	524単位	
		2時間超2時間30分以下	589単位	
		2時間30分超3時間以下	654単位	
		以降30分ごとに	65単位加算	
	身体介護を伴わない 支援	30分以下	81単位	
		30分超1時間以下	155単位	
		1時間超1時間30分以下	217単位	
		1時間30分超2時間以下	271単位	
		2時間超2時間30分以下	325単位	
		2時間30分超3時間以下	379単位	
		以降30分ごとに	54単位加算	
	身体介護を伴う通 学・通所支援	1時間以下	315単位	
	身体介護を伴わない 通学・通所支援	1時間以下	155単位	

（注）利用時間が夜間（午後6時から午後10時まで）及び早朝（午前6時から午前8時まで）の場合は利用単位の100分の25に相当する額を、利用時間が深夜（午後10時から午前6時まで）の場合は利用単位の100分の50に相当する額を加算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は四捨五入する。

別表第 2（第 5 条関係）

区分			地域生活支援事業給付費の額
		単位数	
通学・通所支援 車両支援加算	個別支援型	5 4 単位	左記単位数に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 1 8 年厚生労働 省告示第 5 3 9 号）における地域区 分ごとの同行援護に係る割合を準用 した割合を乗じて得た額
	グループ支援型	4 1 単位	

（注）自動車を使用した場合に係るガソリン代は、対象者等が負担するものとする。